

学士会代議員選挙規則

(趣旨)

第1条 定款第13条第4項に基づく代議員選挙の細則として、この規則を定める。

(代議員定員総数)

第2条 代議員定員総数は、代議員の任期が満了する年の前年の9月1日における正会員総数を500で除した数とし、10人未満の端数はこれを切り上げる。

2 前項の定めに基づき算出された代議員定員総数が100名に満たない場合は、代議員定員総数を100名とする。

(選挙区)

第3条 正会員が会員資格を取得した大学に応じて分属する選挙区として、東京大学選挙区、京都大学選挙区、東北大学選挙区、九州大学選挙区、北海道大学選挙区、大阪大学選挙区及び名古屋大学選挙区を設ける。旧京城帝国大学及び旧台北帝国大学で正会員の資格を取得した者は、東京大学選挙区に所属する。

2 正会員資格を取得した大学が複数ある者は、原則として学士(称号又は学位)を取得した大学に対応する選挙区に所属する。但し、本人が希望する場合には、他の資格取得大学に対応する選挙区を選択し所属することができる。

3 定款第6条第1項第6号に該当する者は、選挙管理委員会が定める選挙区に所属する。

4 正会員は各自所属する選挙区において、立候補または投票を行う。

(選挙区代議員定員)

第4条 各選挙区の代議員定員は、代議員定員総数の3分の1以内の範囲内で代議員会が定める一定数を、基礎定員として各選挙区均一に割り当て、残余の定員を各選挙区の選挙権者数に比例配分して定める。基礎定員数を定めるに当たっては、特定選挙区の代議員数が代議員定員総数の半数を超えないよう努めるものとする。

(選挙管理委員会)

第5条 7人の委員で組織する選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は代議員選挙を管理する。

3 選挙管理委員会の委員は、各選挙区に所属する正会員から各1名を、代議員会の推薦に基づき理事長が委嘱する。

4 選挙管理委員会の委員長は委員が互選する。

5 委員の任期は3年とする。但し、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の任期が終了する時までとする。

(選挙区委員会)

第6条 各選挙区に5人の委員で組織する選挙区委員会を置く。

2 選挙区委員会は、各選挙区における代議員選挙の適正かつ円滑な実施のため必要な業務を行う。

- 3 選挙区委員会の委員は、当該選挙区に所属する正会員から、代議員会の推薦に基づき理事長が委嘱する。この場合、代議員である者を2名を超えて委嘱することはできない。
- 4 選挙区委員会の委員長は委員が互選する。
- 5 選挙区委員会の委員の任期は3年とする。但し、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の任期が終了する時までとする。

(理事・監事の委員就任制限)

第7条 理事又は監事を、選挙管理委員会及び選挙区委員会の委員に委嘱することはできない。

(選挙権者)

第8条 代議員選挙立候補手続き告示の時点で正会員である者は、選挙権を有する。

(立候補資格)

第9条 選挙権を有し、自らが所属する選挙区選挙権者20人以上の推薦を得た者は、前年度以前の会費が未納である者を除き、代議員選挙に立候補できる。

(立候補手続の告示)

第10条 選挙管理委員会は、代議員の任期満了の5か月以前に、次の事項を明示して代議員選挙立候補手続を告示する。

- 一 代議員定員総数
- 二 各選挙区代議員定数
- 三 立候補資格
- 四 立候補手続
- 五 立候補期間
- 六 その他立候補に必要な事項

2 立候補受付の告示は、学士会会報及び学士会ホームページにより行う。

(立候補届出)

第11条 代議員選挙に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定める立候補届出書に、当該選挙区選挙権者20人以上の推薦書を添えて、当該選挙区委員会に提出する。選挙区委員会は、立候補資格を確認しこれを選挙管理委員会に提出する。

(立候補の特例)

第12条 立候補者が代議員定数に満たない選挙区があった場合には、選挙管理委員会は、当該選挙区委員会に期限を定めて立候補者の推薦を求める。

- 2 立候補者の推薦を求められた選挙区委員会は、当該選挙区正会員の意見を代表するにふさわしい候補者を選考し、立候補を要請する。
- 3 前項の規定により候補者を選考する選挙区委員会は、正会員でない会員資格者を適任と認める場合には、当該会員資格者に対し、正会員となることを条件に立候補を要請することができる。
- 4 選挙区委員会の要請を受諾した者は、立候補届出書を当該選挙区委員会に提出する。

当該選挙区委員会は、立候補届出書に当該選挙区委員会の推薦書を添えて、選挙管理委員会に提出する。

- 5 第3項の規定に基づく立候補の要請を受諾した者は、前項の規定に基づく立候補届出書に学士会入会申込書を添付しなければならない。

(選挙実施の告示)

第13条 選挙管理委員会は各選挙区の立候補者を確認し、次の事項を明示して代議員選挙の実施を告示する。

- 一 選挙権者
- 二 各選挙区の代議員定数
- 三 各選挙区の立候補者
- 四 選挙期間
- 五 その他選挙の実施に必要な事項

- 2 代議員選挙実施の告示は、学士会会報及び学士会ホームページにより行う。

(選挙方法)

第14条 投票は、選挙管理委員会が配布する投票用紙に、同委員会が定めるところにより1名の候補者を指定し、同委員会に送付することにより行う。

(選挙方法の特例)

第15条 選挙区の立候補者数が当該選挙区の代議員定数以下の場合には、前条の投票は行わず、代議員に選出することに同意できない立候補者がいる選挙権者に限り、投票用紙に選挙管理委員会の定めるところにより同意しない立候補者を指定し、選挙管理委員会に送付する。

- 2 前項の同意しない票が当該選挙区選挙権者数の4分の1を超えた立候補者を除き、立候補者全員が代議員に選出されたこととする。

(代議員の確定)

第16条 選挙管理委員会は、代議員に選出された者を確定し公示するとともに、立候補者に通知する。

- 2 代議員選出者の公示は、学士会会報及び学士会ホームページにより行う。

(補欠選挙)

第17条 選挙管理委員会は、1選挙区の代議員が当該選挙区の代議員定数の半数を欠くに至ったときは、本選挙の手続きに準じて補欠選挙を行う。但し、代議員の任期が1年以内に満了するときは、この限りではない。

- 2 補欠選挙により選出された代議員の任期は、欠員代議員の任期の残任期間とする。

(その他の事項)

第18条 この規則に定めるほか、代議員選挙の実施に必要な事項は、選挙管理委員会の定めるところによる。

附則 この規則は、平成25年 4月1日から施行する。
この改正は、平成27年11月1日から施行する。
この改正は、平成30年 5月1日から施行する。